

<p>請願番号</p>	<p>請願第10号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成28年2月29日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>公立高等学校授業料不徴収制度の復活を求める請願</p> <p>請願項目と趣旨</p> <p>「高校無償化」を復活し、公立・私立ともに、学費の無償化を実現してください。</p> <p>「子どもの貧困」「格差社会」といった言葉が聞かれ始めて約10年が経過しました。</p> <p>厚生労働省「国民生活基礎調査」(2012年)によれば、子どもの貧困率は確実に増加、6人に1人の子どもが貧困ライン以下で生活していると言います。文部科学省が1995年に調査を始めた就学援助受給者数でも、その数が2012年時点ですでに倍増、児童・生徒全体の16%以上が就学援助の対象となり、6～7人に1人の割合で子どもが厳しい経済状況にあることをこのデータも裏付けています。</p> <p>「給食だけがまともな食事」「病気になっても病院を我慢させる」「卒業アルバムを購入しない」「修学旅行の費用が払えない」「学級費や給食費の滞納」「残高不足で授業料の口座引き落としができない」「定期券が買えないので無理に自転車で通学」「進学できないので夢をあきらめる」・・・子どもの貧困が広がる中で、ひとり親家庭の貧困率は54.6%(2012年)と、さらに深刻な状況にあります。</p> <p>こうした状況下、政府はようやく2010年に高校授業料不徴収制度を導入し、2012年には、1979年以来留保し続けてきた国際人権A規約13条2項の留保撤回を閣議決定し、日本で初めて高等学校教育の無償化に向けて大きく舵をきりました。この段階で、同項は、政府が誠実に遵守すべき条約となりました。ところが、早くもその4年後の2014年には、世界でも例のない所得制限を導入した「高等学校等就学支援金制度」を実施、「高校教育無償化」は実質上の廃止となってしまいます。これは、どの子にもお金の心配なく教育を受けさせる平等の権利を求める国際理念からの後退です。先の国際人権A規約はすでに1966年に国連総会で採択され、先進国の中でも豊かな経済力をもつといわれる日本が、50年もの歳月を経た今もその完全な履行を実現できていない状況に戻ったこととなりました。同条約13条は、「教育への権利」の実現を求め、所得制限のないあらゆる段階の無償教育の保障を原則としていますが、そこからの再びの後退となりました。それどころか、経済開発協力機構(OECD)加盟34カ国との国際比較(2014年)でも、例えば①教育予算の対GDP比が最低、②教育費の私費負</p>		

担割合は、日本30.5%、OECD平均16.5%、③大学授業料の有償15カ国（日本を含む）、無償16カ国など、国の教育費支出の割合の低さが目立つ状況をさらに悪化させる方向となったのです。

現在の日本がOECD並みに教育の公財政支出を増やすならば、高校のみならず大学の授業料無償化、全国での35人以下学級の実現なども可能とされています。そうであれば、2014年以前の、所得制限のない高校授業料無償制度への復帰は難しくないと考えられます。

現在の「高等学校等就学支援金制度」は、申請主義であり、本来支援の対象となるべき世帯が納入滞納者となるなど、その手続きによる混乱も指摘されているところです。

以上のような理由から、高校授業料不徴収制度の復活を早急に求めるものです。

なお、委員会等の審議に際して、要請いただければ時間の許す限り直接説明したいと考えておりますことを申し添えます。

紹介議員

満行 潤一 前屋敷恵美 来住 一人